

## 議案第 7 号

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

市長の附属機関として我孫子市在宅医療介護連携推進協議会及び我孫子市リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会を設置するため提案するものです。

## 我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
市長	略				市長	略			
	我孫子市老人ホーム入所判定委員会	略				我孫子市老人ホーム入所判定委員会	略		
	<u>我孫子市在宅医療介護連携推進協議</u>	<u>地域における在宅医療及び介護の提供に必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握並びに</u>	<u>14人以内</u>	<u>2年</u>					

会	<u>施策の企画 及び立案に ついて協議 及び検討を すること。</u>					
我孫子市子ども虐待防止対策地域協議会代表者会議	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として同条第2項に規定する情報交換及び協議を行うとともに、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のための施策について協議及び <u>検討をする</u> こと。	略		我孫子市子ども虐待防止対策地域協議会代表者会議	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として同条第2項に規定する情報交換及び協議を行うとともに、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のための施策について協議及び <u>検討する</u> こと。	略
我孫	略			我孫	略	



(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表第1 (第2条関係) (1)の表 略 (2) 附属機関の委員等	別表第1 (第2条関係) (1)の表 略 (2) 附属機関の委員等												
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td><b>在宅医療介護連携推進協議会委員</b></td><td><b>日額 9,000円</b></td></tr><tr><td><b>リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会委員</b></td><td><b>1回 9,000円</b></td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	略		<b>在宅医療介護連携推進協議会委員</b>	<b>日額 9,000円</b>	<b>リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会委員</b>	<b>1回 9,000円</b>	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	略	
区分	報酬の額												
略													
<b>在宅医療介護連携推進協議会委員</b>	<b>日額 9,000円</b>												
<b>リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会委員</b>	<b>1回 9,000円</b>												
区分	報酬の額												
略													
(3)の表及び(4)の表 略	(3)の表及び(4)の表 略												